

『住民交流通いの場』のご案内 ～身近な地域で楽しく交流～

◇『住民交流通いの場』ってどんなところ？

高齢者の方等がお住まいの地域でいきいきと暮らせるように、地域住民を主体に活動しているサロンやコミュニティカフェなど気軽に集える場所です。『住民交流通いの場』では、おしゃべり、体操、レクリエーション、認知症予防等の介護予防活動が行われています。

65歳以上の高齢者の方が利用できます。また、介護保険での要支援認定を受けている方や総合事業対象者の方も利用が可能です。



住民交流通いの場一覧（令和5年8月1日現在）

通いの場名称	活動場所	連絡先	代表者 (敬称略)	開催曜日	時間	内容
利根町陶芸同好会	利根町生涯学習センター	080-3477-0398	石山 啓子	第1・第3、火・木・金 第3日曜日	9:00～17:00 15:00～17:00	陶芸
利根町囲碁会	布川地区コミュニティセンター	090-3909-0575	羽入 栄	毎週火・木・土	13:00～17:00	囲碁
健康マージャンの集い	すこやか交流センター	68-3998	小林 宏	毎週火曜日 (第5除く)	13:00～16:00	健康マージャン
歌声カフェもえぎ野	もえぎ野台自治会館	090-8303-0153	鈴木 加代子	第4木曜日	13:00～15:00	歌声カフェ
集いの場もえぎ野	もえぎ野台自治会館	090-6042-0260	山森 久子	毎週火曜日	13:00～16:00	体操・レクリエーション・園芸
歌声喫茶カンナ	利根町保健福祉センター	070-7477-4233	石井 達雄	第2・第4月曜日	14:00～15:30	歌声喫茶
TONE ウェルネスきんとれ会	日本ウェルネススポーツ大学	090-1859-8449	小島 和彦	第2・第4水曜日	13:30～15:30	ストレッチ・筋トレ運動・他
早尾台ボランティアの会 カフェ「みなくーる」	早尾台自治会館	68-5129	落合 幸子	第1水曜日	10:00～16:00	カフェ
利根町漢の料理同好会	利根町文化センター	090-8890-2207	安藤 芳弘	第2・第4日曜日	9:00～12:00	料理
ひまわりカフェ	いこいの家ひまわり (羽根野 684-61)	080-5490-1937	大森 孝	毎週火・木・土	10:00～12:00 13:00～16:00	カフェ
歌声ひまわり	いこいの家ひまわり (羽根野 684-61)	090-9840-2447	西脇 久夫	第2・第4金曜日	13:00～15:00	歌声カフェ

『住民交流通いの場』を利用することにより、閉じこもりの防止や心身の健康維持、要介護状態の予防が期待できるとともに住民同士のつながりによる支え合いの関係が構築できます。『住民交流通いの場』は、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域の中で自分らしく暮らしていくための、地域における助け合い体制のひとつです。

—『住民交流通いの場』の実施団体を募集しています—

*事業の内容、実施方法、活動費の補助等の詳細については、町ホームページまたは、利根町地域包括支援センターまでご確認ください。(URL:<https://www.town.tone.ibaraki.jp/sp/page/page004488.html>)

【問い合わせ先】利根町地域包括支援センター ☎ 68-2211 (内線130)

お知らせ

令和5年度住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円／1世帯）のご案内（受給には手続きが必要ですよ。）

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯（住民税非課税世帯）に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、1世帯当たり3万円を支給することにしました。支給までは確認書または申請書を受理してから2週間程度かかります。

▼支給対象世帯

- 世帯のすべての方が、
- 令和5年度住民税均等割非課税であること。
- 令和5年1月1日時点で国内に住所を有していること。
- 令和5年6月1日時点で利根町に住民登録をしていること。
- 住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。

▼申請方法

確認書
(1)世帯のすべての方が、令和5年1月1日以前から利根町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、7月下旬に給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しました。
- 中身を確認して、役場に返信してください。（返信用封筒は同封）
- (2)世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合に、給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場福祉課の窓口へ、直接又は郵送でご提出ください。

▼問い合わせ先

利根町役場 福祉課 社会福祉係 給付金担当 内線133



食中毒に注意しましょう

茨城県竜ヶ崎保健所から食中毒予防のお知らせです

- よく手を洗いましょう
食中毒予防の基本は手洗いです。石鹸を使つてしっかり手を洗いましょう。指先、指の間、爪、手のしわ、手首など、洗い残しの多い箇所は特に注意が必要です。
- 調理した食品はすぐに食べましょう
作った料理を室温で長時間放置すると、食中毒の原因となる微生物が増殖します。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べましょう。調理後すぐに食べない場合は、冷蔵庫に入れましょう。
- お肉は十分に火を通したものを食べましょう。
生や加熱不十分な肉料理は危険です。肉の色が変わるまでしっかり加熱しましょう。また、生の肉を触った箸やトングで、調理品を触らないようにしましょう。
- 有毒植物による自然毒に注意
有毒植物を食べて食中毒になる事例が確認されています。有毒植物には、スイセンの球根を玉ねぎと誤認するなど、野菜や食用植物と非常に似たものがあります。食用と確実に判断できない植物は、絶対に「採らない、食べない、売らない、人にあげない」ようにしましょう。

▼問い合わせ先

茨城県竜ヶ崎保健所衛生課
☎ 0297-622163



新型コロナウイルス感染症が増えています

(COVID-19)の感染症流行状況

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の茨城県内の感染症報告数について、2023年第28週(令和5年7月10日～7月16日)によると、定点あたり報告数は前週と比較して継続して増加傾向にあります。茨城県内の定点報告数は、10・33件、竜ヶ崎保健所管内は15・8件と、保健所別で県内2番目に高い値となっております。年齢別では、10代が最も多く、次いで40～50代、30代、20代となっております。

夏の感染対策のポイント

- ① 換気
 - ② 手洗い・手指消毒
 - ③ マスクの着用(通勤ラッシュ時など、混雑した電車・バスに乗車する時・受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時)
- 夏休みやお盆に帰省等で高齢者の方と会う場合や大人数が集まる場合は、感染予防を心がけて体調を整えるようにしましょう。高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まります。通院や高齢者施設を訪問するときには、感染予防としてマスクの着用が効果的です。

▼問い合わせ先

保健福祉センター
☎ 68-8291